

## 穂高広域施設組合あづみ野ランド管理規則

### 穂高広域施設組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、穂高広域施設組合管理条例(平成4年穂高広域施設組合条例第1号。以下「管理条例」という。)第21条の規定により、穂高広域施設組合あづみ野ランド(以下「あづみ野ランド」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 使用に供する施設は次のとおりとする。

- (1) 浴室
- (2) トレーニング室
- (3) 体育館
- (4) 多目的室

(休館日)

第3条 あづみ野ランドの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 定例休館日 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日のときは、その翌日)
- (2) 年末年始休館日 12月30日から翌年1月3日までの日
- (3) 臨時休館日 整備・保守作業等により施設の使用ができない日

2 管理者は、必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用時間)

第4条 あづみ野ランドの使用時間は、午後1時30分から午後9時までとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用手続)

第5条 浴室を使用しようとする者は、管理条例別表第3(以下「別表第3」という。)に規定する使用料を事前に納付し、浴室1人1回券(様式第1号)又は浴室回数券(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 トレーニング室を使用しようとする者は、別表第3に規定する使用料を事前に納付し、トレーニング室1人1回券(様式第3号)又はトレーニング室回数券(様式第4号)の交付を受けなければならない。

3 トレーニング室の定期券の交付を受けようとする者は、管理者に対し、事前にあづみ野ランドトレーニング室定期券発行申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

4 体育館又は多目的室(以下「体育館等」という。)を使用しようとする者は、管理者に対し、事前にあづみ野ランド施設使用許可申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

5 安曇野市穂高北穂高狐島区下木戸常会並びに安曇野市穂高北穂高狐島区（以下「地元区」という。）内に住所を有し、かつ、現に地元区内に居住している者（以下「地元区住民」という。）が、第9条の規定に基づき浴室及び体育館等を使用しようとするときは、管理者に対し、事前にあづみ野ランド減免使用券交付申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

6 管理者は、前各項に掲げる申請等の確認に必要なものの提出又は提示を求めることができる。

（使用許可）

第6条 前条第1項及び第2項に規定する1人1回券又は回数券（以下「使用券」という。）の交付を受けた者は、使用券の交付をもって、管理者の許可を得たものとみなす。

2 管理者は、前条第3項に規定する申請書の内容を精査し、許可をしたときは、トレーニング室定期券（様式第8号、以下「定期券」という。）を交付するものとする。

3 管理者は、前条第4項に規定する申請書の内容を精査し、許可をしたときは、あづみ野ランド施設使用許可証を交付するものとする。

4 管理者は、前条第5項に規定する申請書の内容を精査し、許可をしたときは、あづみ野ランド減免使用券（様式第9号、以下「減免使用券」という。）を交付するものとする。

5 使用券、定期券又は許可証を紛失若しくは破損させた場合は、再発行はしないものとする。

（使用料の納付）

第7条 前条第2項から第4項までの規定に基づく許可を受けた者は、使用前までに別表第3に掲げる、許可施設に応じた使用料を納付しなければならない。

（使用券等の提示）

第8条 第6条第2項から第4項までの交付を受けた者は、定期券、許可証又は減免使用券を受付に提示しなければならない。

2 その他、管理者が提示を求めたときは、使用券、定期券、許可証又は減免使用券を提示しなければならない。

（使用許可の取消等）

第9条 管理者は、あづみ野ランドを使用している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

（1） 条例又はこの規則に違反したとき。

（2） 使用目的以外に使用したとき。

（3） 不相当と認められる行為があったとき。

（4） 使用する権利を譲渡又は転貸するなどの不正使用をしたとき。

（5） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（6） あづみ野ランドの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると

認められるとき。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体等の利益になると認められるとき。

(8) その他、管理者が緊急やむを得ないと認めたとき。

（使用料の減免）

第10条 管理条例第15条に規定する管理者が特に必要があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、その使用料の減免額は、別表第3に掲げる額に次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。

(1) 地元区住民が減免使用券を提示して浴室又は体育館等を使用する場合 100分の100

(2) 地元区若しくは地元区内の常会が主催する行事等の参加者が体育館等を使用する場合 100分の100

(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳等」という。）を所持している者及びその介助者が、手帳等を受付に提示して体育館等を使用する場合 100分の100

(4) 穂高広域施設組合を組織する市町村（安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村及び麻績村、以下「組織市町村」という。）の区域内に所在する、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校が行う教育活動又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する、福祉施設が行う福祉活動の参加者及び引率者が、体育館等を使用する場合 100分の100

(5) 組織市町村の区域内に所在する保育所、幼稚園、小学校又は中学校の行事の参加者（保育士又は教諭等が引率している場合に限る。）が、体育館等を使用する場合 100分の100

(6) 前各号に定めるもののほか、管理者が減免を認めた場合 100分の100以内

2 減免使用券の交付を受けた地元区住民が所属する団体等であっても、地元区住民以外の者で混成された団体等については、前項第1号の規定は適用されない。

（使用の制限）

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用を拒み、又は立ち退かせることができる。

(1) 保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）が同伴しない小学生以下の者

(2) 感染症等の疾病があると認められる者

(3) ペット類等を伴う者

- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携行する者
  - (5) あづみ野ランドの秩序を乱すおそれがあると認められる者
  - (6) 職員及びスタッフの指示に従わない者
  - (7) 過度にアルコール類を摂取していると認められる者
  - (8) その他、管理者が管理上支障を及ぼすおそれがあると認められる者
- 2 前項第1号に規定する保護者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 親権者、里親、未成年者後見人、祖父母又は成人に達した兄弟等（以下「親権者」という。）であって、小学生以下の者の行動に責任が持てる者
  - (2) 小学生以下の者の引率を親権者から依頼された成人に達した者であって、親権者に連絡が取れる者
  - (3) 児童福祉施設の長若しくは責任者
  - (4) 団体等で使用する場合にあっては、指導員若しくは責任者
  - (5) 保育所、幼稚園又は小学校が行事等で使用する場合にあっては、保育士又は教諭等
  - (6) その他、管理者が認める者
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、使用者の数を制限することができる。  
(管理上の制限)

第12条 あづみ野ランドを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) あづみ野ランドを不潔にすること。
  - (2) 所定の場所以外で飲食をすること。
  - (3) あづみ野ランド館内で喫煙をすること。
  - (4) 管理者の許可を受けない物品の販売その他の商行為をすること。
  - (5) 管理者の許可を受けない印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布をすること。
  - (6) その他、管理者が管理上支障があると認める行為
- (指定管理の業務)

第13条 管理条例第18条の規定により余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、余熱利用施設の使用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

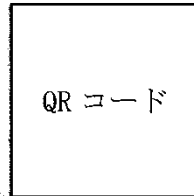
- 2 前項の規定により余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第10条までの規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。  
(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、あづみ野ランドの管理運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 改正後の穂高広域施設組合あづみ野ランド管理規則の施行に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、従前の規定によって提出された申請書等は、この規則の相当規定によって提出されたものとみなす。また、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## あづみ野ランド



浴室 1人1回券

- ・当日1人1回限り有効です。
- ・本券は入退場の際に必要となりますので、紛失や汚破損にご注意ください。

**穂高広域施設組合**

## あづみ野ランド

浴室 回数券(6枚綴り)

- ・使用期限は購入日から4か月間となります。
- ・本券の払い戻し、再発行はいたしません。

穂高広域施設組合

---

## あづみ野ランド

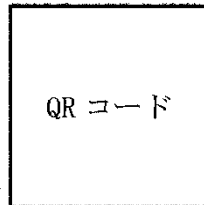
QRコード

浴室 回数券 (\*6)

- ・本券1枚につき、1人1回限り有効です。
- ・本券は入退場の際に必要となりますので、紛失や汚破損にご注意ください。

有効期限 年 月 日まで

あづみ野ランド



トレーニング室 1人1回券

- ・当日1人1回限り有効です。
- ・本券は入場の際に必要となりますので、紛失や汚破損にご注意ください。

**穂高広域施設組合**



## あづみ野ランド

トレーニング室 回数券(6枚綴り)

- ・使用期限は購入日から4か月間となります。
- ・本券の払い戻し、再発行はいたしません。

穂高広域施設組合

---

## あづみ野ランド

QRコード

トレーニング室 回数券 (\* /6)

- ・本券1枚につき、1人1回限り有効です。
- ・本券は入場の際に必要となりますので、紛失や汚破損にご注意ください。

有効期限 年 月 日まで

様式第5号（第5条関係）

あづみ野ランドトレーニング室定期券発行申請書

申請日 年 月 日

(あて先)

穂高広域施設組合 管理者

次のとおり、あづみ野ランドトレーニング室定期券の発行を申請します。

記

太枠の中のみ記入してください。

住所	〒 —
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先	自宅・携帯・勤務先・その他 — —
	自宅・携帯・勤務先・その他 — —

個人情報は目的以外には使用しません。

発行年月日	年 月 日
受付番号	

様式第6号（第5条関係）

あづみ野ランド施設使用申請書

申請日 年 月 日

（あて先）穂高広域施設組合 管理者

（申請者）住所

氏名

（団体にあっては団体名及び代表者名）

あづみ野ランドの施設を使用したいので、次のとおり申請します。

太枠の中のみ記入してください。

使用施設	体育館 ・ 多目的室		使用人数	人
使用日時	年 月 日 ( )		時 分から	時 分まで
使用目的				
連絡先	住所	〒 —		
	氏名			
	連絡先	自宅・携帯・勤務先・その他	—	—
		自宅・携帯・勤務先・その他	—	—

個人情報以外の目的以外には使用しません。

※あづみ野ランド記入欄

使用料	円	【特記事項】 <input type="checkbox"/> 減免対象(管理規則第9条第___号該当)
-----	---	--

あづみ野ランド施設使用許可証

様

申請のあったあづみ野ランドの施設の使用について、次のとおり許可します。

使用施設	体育館 ・ 多目的室	使用料	円
使用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで

受付
----

穂高広域施設組合

様式第7号（第5条関係）

あづみ野ランド減免使用券交付申請書

年 月 日

穂高広域施設組合 管理者

狐島区長

氏 名

電話番号

下記の申請者について、安曇野市穂高北穂高狐島区内に住所を有し、かつ、現に居住していることを確認したので、あづみ野ランド減免使用券の交付を申請します。

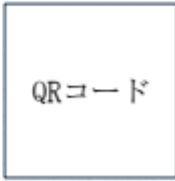
記

該当区分の□に✓を記入してください。

地 区	<input type="checkbox"/> 下木戸常会 <input type="checkbox"/> 上木戸常会 <input type="checkbox"/> 中木戸常会 <input type="checkbox"/> 西 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 上		
住 所	安曇野市穂高北穂高		
申 請 者 名		生年月日	申 請 理 由
ふりがな		年	<input type="checkbox"/> 新規
氏 名		月 日	<input type="checkbox"/> 紛失による再発行
ふりがな		年	<input type="checkbox"/> 新規
氏 名		月 日	<input type="checkbox"/> 紛失による再発行
ふりがな		年	<input type="checkbox"/> 新規
氏 名		月 日	<input type="checkbox"/> 紛失による再発行
ふりがな		年	<input type="checkbox"/> 新規
氏 名		月 日	<input type="checkbox"/> 紛失による再発行
ふりがな		年	<input type="checkbox"/> 新規
氏 名		月 日	<input type="checkbox"/> 紛失による再発行
電話番号	(                      )		

個人情報は目的以外には使用しません。

AZUMINO LAND TRAINING ROOM MEMBER'S CARD	
写真	トレーニング室 定期券
	氏名                   ○○ ○○
	使用期限
	年       月       日
	穂高広域施設組合 あづみ野ランド TEL (0263) 82-0256

注 意 事 項	
※本券は、本人に限り使用できません。	
※不正に使用した場合、許可を取消します。	
※浴室をご利用の際は、本券を受付に提示し、浴室1人1回券をご購入ください。	
※本券の払い戻しまたは、紛失等による再発行は対応いたしかねます。	

様式第9号（第6条関係）

あづみ野ランド減免使用券	
	年 月 日発行
居住地	安曇野市穂高北穂高狐島区
氏名	
生年月日	年 月 日
・本券を提示した場合、本人に限り次の施設を減免により使用できます。 ①浴室 ②体育館 ③多目的室	
穂高広域施設組合	

**【注意事項】**

- ・転居等により狐島区の住民でなくなった場合、本券は使用できなくなります。
- ・本券を不正に使用した場合は、無効となります。
- ・ご使用の際は、本券を必ず受付にご提示ください。ご提示がない場合は、有料となります。
- ・本券の再交付には、お時間を頂戴する場合があります。
- ・再交付までの間、施設をご利用になられた場合は、有料となりますので、紛失等にはご注意ください。